

児童手当現況届を提出してください

5月末までに、児童手当・特例給付・小学校修了前特例給付を受給されている方は、毎年1回現況届の提出が義務づけられています。この届出は、前年の所得の状況と6月1日現在の児童の養育状況等を確認するためのものです。該当になる方には、個別に通知していますので、必ず提出して下さるようお願いいたします。

受付期間 ● 6月1日(月)～22日(月)

提出先 ● 千畑庁舎福祉保健課窓口、六郷・仙南庁舎総合サービス課窓口

 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

調理師試験対応講習会開催のお知らせ

母子家庭の母および寡婦の方を対象に、調理師試験に向けた講習会が開催されます。

会場 ● 横手市会場「ふれあいセンターかまくら館観光協会」

横手市中央8-12 ☎0182(33)7111

秋田市会場「秋田市ひとり親家庭就業・自立支援センター研修室」

秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5階 ☎018(896)1531

日時 ● いずれの会場も7月13日(月)、15日(水)、17日(金)の3日間 午前9時～午後5時まで


講習科目 ● ①衛生関係法規 ②公衆衛生学 ③食品学 ④栄養学 ⑤食文化概論 ⑥調理理論

⑦集団給食の栄養・衛生管理

受講料 ● 無料(ただしテキスト代として概ね1,500円が自己負担となります)

申込方法 ● 千畑庁舎福祉保健課、六郷・仙南庁舎総合サービス課の窓口にある申込用紙を記入し、提出してください。

申込期限 ● いずれの会場も6月30日(火)

 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2165)
秋田市ひとり親家庭就業・自立支援センター ☎018(896)1531



災害遺児の保護者の方々へ援護給付金が支給されます


交通・労働・自然災害により父または母を亡くしたり、著しい障がい者となった父または母をもつ義務教育修了前の児童(遺児)を養育し、県内に居住している方(保護者)には、援護給付金が支給されます。

見舞金 ● 災害で遺児となったとき、遺児1人につき10万円

入学祝金 ● 遺児が小学校、中学校(特殊学校含む)に入学したとき、1人につき50万円

激励金 ● 遺児1人につき毎年3万円

卒業祝金 ● 遺児が義務教育を修了したとき、1人につき5万円

 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2165)
財団法人秋田県災害遺児愛護会 ☎018(864)2717

災害遺児にあたたかい手を！援護給付金事業にご協力ください

災害遺児を支援する(財)秋田県災害遺児愛護会は、基金の運用益と皆さまの善意による寄附金のみで運営されておりますが、近年そのどちらも減少してきており、事業運営が大変厳しくなっています。皆さまのあたたかいご支援をお願いします。

《寄附金の方法》

● 秋田魁新報社を通ずるとき

本社または各支局に申し出てください。

秋田魁新報の「善意」の欄に掲載されます。

● 銀行から送金するとき

手数料無料の専用振込用紙があります。

振込口座：秋田銀行県庁支店(普)7048 または
北都銀行本店(普)317001

● 直接持参するとき

事務局：秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館4階

(財)秋田県災害遺児愛護会 ☎・☎018(864)2717

住宅用火災警報器をつけましょう！ ～もしもの備え、つなげる明日～

町内では、今年に入ってから火災が多発しています。あなたの大切な家族の命を守るため、住宅用火災警報器の早期設置と、火災を出さないための防火チェックを行いましょう。

すべての住宅に
住宅用火災警報器が
義務付けられています。

新築住宅	既存の住宅
平成18年6月1日から	平成23年5月31日まで

煙式警報器



火災の熱より早く広がる煙を感知し鳴動するものです。寝室、階段、居間等に設置します。

熱式警報器



一定の温度(熱)を感知し鳴動するものです。煙が滞留しやすい台所に設置します。

購入するときは・・・

国が定めた基準に適合していることを鑑定し、合格した「NSマーク」入りのものを目安にしてください。



● 取り付けが義務づけられている所
○ 取り付けをお勧めする所

住宅用火災警報器と消火器を備えていれば火災をいち早く発見し、初期消火を行い、被害を最小限に抑えることが可能ですが、気づいた時点で有効な初期消火が行えるかどうかを見極めることが肝心です。

無理して消火すると逃げ遅れて生命に危険が及ぶ事態ともなりかねません。炎が大きくなっても無理をせず、すぐに屋外へ避難し大声で「火事だ!」と叫んで助けを求め、消防へ通報を依頼しましょう。

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは、消防本部(☎0187-63-0316)または最寄りの消防署、消防分署へお電話ください。

また、設置場所などの詳しい情報は、大曲仙北広域市町村圏組合のホームページ(<http://www.os-kouiki.org/>)にも掲載しています。

～介護保険事務所からのお知らせ～

介護保険負担限度額認定について

◎介護保険負担限度額認定とは何ですか？

生活保護を受けている方や世帯全員の住民税が非課税の方で、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設に入所した場合、食費と住居費(滞在費)が軽減されます。短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した場合も同様です。※事前に介護保険事務所または役場への申請が必要です。

軽減後の自己負担(日額)

対象者	食費	居住費(滞在費)						
		特別養護老人ホームに入所 ・短期入所生活介護を利用			介護老人保健施設に入所 ・介護療養型医療施設に入所 ・短期入所療養介護を利用			
		従来型 個室	多床室	ユニット 型個室	従来型 個室	多床室	ユニット 型個室	
生活保護を受けている方等	300円	320円	0円	820円	490円	0円	820円	
世帯全員 が住民税 非課税	高齢福祉年金を受給している方 [合計所得金額+課税年金収入額] の合計が年額80万円以下の方等	300円	320円	0円	820円	490円	0円	820円
	[合計所得金額+課税年金収入額] の合計が年額80万円を超える方等	390円	420円	320円	820円	490円	320円	820円
		650円	820円	320円	1,640円	1,310円	320円	1,640円

問い合わせ 介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86)3911
役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907